

## 令和3,4年度 国東市競争入札参加資格審査申請要領 (建設コンサルタント等)

令和3,4年度に国東市が発注する建設コンサルタント等の業務委託にかかる競争入札に参加を希望される方は、下記の事項に留意の上、競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

### 1. 資格審査を申請できる者及び業種

(1) 測量業務	申請日現在において、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録を受けている者
(2) 建築関係コンサルタント業務	申請日現在において、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による建築士事務所登録を受けている者 ただし、建築の専門部門のみを希望する場合は、建築士事務所登録を受けていなくても資格審査の申請をすることができるものとする。
(3) 土木関係コンサルタント業務	申請日現在において、営業を開始している者
(4) 地質調査業務	申請日現在において、営業を開始している者
(5) 補償関係コンサルタント業務	申請日現在において、営業を開始している者

国東市建設工事に関するコンサルタント業務等の競争入札参加者資格等に関する規程(平成18年国東市告示第5号)第7条第1項第2号及び第2項第2号で定める暴力団関係者に該当しない者。

大分県に競争入札参加資格審査申請書を提出し、受付された者及びその業種。

### 2. 申請の受付期間

令和4年2月1日(火)～令和4年2月28日(月)(土、日曜日及び祝祭日は除く。)  
上記期間外の受付は一切行わない。

### 3. 申請の方法

持参又は郵送等(メール便も可)

郵送等による申請の場合は受付期間最終日(2月28日)までの消印有効

### 4. 提出書類

下表に掲げる書類(サイズはA4)(提出部数は1部)

書類の名称	備考
競争入札参加資格審査申請書	・競争入札参加資格審査申請書(建設コンサルタント等)
経営規模等総括表	・県の入札参加資格審査申請に提出したもの(申請書様式2)
測量等実績高	・県の入札参加資格審査申請に提出したもの(申請書様式3)
有資格者数一覧表	・県の入札参加資格審査申請に提出したもの(申請書様式4)
健康保険等の加入状況	・県の入札参加資格審査申請に提出したもの(申請書様式5)
誓約書	
業務実績調書	・県の入札参加資格審査申請に提出したもの (指定様式以外でも可)
技術者経歴書	・県の入札参加資格審査申請に提出したもの (指定様式以外でも可)
営業所一覧表	・国東市内に営業所等がある場合のみ必要 (指定様式以外でも可)
市税完納証明書(原本に限る)	・国東市内に本社又は営業所等がある場合のみ必要 ・申請日の3ヶ月以内に発行されたものであること ・申請者が法人:法人に係る市税完納証明書 " 個人:代表者の "
委任状	・委任先を設定する場合のみ必要
切手貼付済返信用ハガキ 又は切手貼付済返信用封筒	・郵送による申請で受付票の返送を希望する場合のみ必要 ・宛先を必ず明記すること

注)・提出書類はクリップ留め又はクリアファイルに入れて提出してください。

- ・ 印は全業者提出、 印は該当する業者または必要な業者のみ提出してください。

### 5. 申請の受付場所(申請書類の送付先)

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地  
国東市役所 財政課 契約検査係 (国東市役所本庁3階)

## 6. 資格有効期間

1年間（令和5年3月31日まで）

## 7. 注意事項

- (1) 期間外の受付は一切行わない。（期間外に提出された場合は、申請を無効とする。）
- (2) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の認定を行わないことができるものとする。  
競争入札参加資格申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実について記載をしなかったとき。  
審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (3) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消しをすることができるものとする。  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当するに至った場合  
競争入札参加者の資格を有する者が暴力団関係者である等不適当の事実が判明したとき。
- (4) 国東市は、大分県共同利用型電子入札システムを利用した電子入札を運用していますので、発注機関を「国東市」とする利用者登録を行っていない場合は必ず行ってください。

## 8. その他

申請書類を提出した後、その記載事項に変更が生じたときは、下表に掲げる書類を速やかに提出してください。（持参又は郵送等）

変更事項	提出書類
・代表者の変更	・変更届（建設コンサルタント） ・誓約書 ・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可） （個人の場合は戸籍謄本等） ・年間委任状（委任先を設定している場合のみ必要）
・本店所在地の変更 ・営業所の名称の変更（委任先のみ）	・変更届（建設コンサルタント） ・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可） （個人の場合は戸籍謄本等） ・年間委任状（委任先を設定している場合のみ必要）
・商号又は名称の変更	・変更届（建設コンサルタント） ・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）
・委任先の変更（委任先の追加を含む） ・委任先所在地の変更 ・被委任者の変更 ・被委任者の職名の変更	・変更届（建設コンサルタント） ・年間委任状
・電話番号、FAX番号の変更 ・一部廃業	・変更届（建設コンサルタント）
・代表者の職名の変更	・変更届（建設コンサルタント） ・年間委任状（委任先を設定している場合のみ必要）
・全部廃業	・廃業等届出書（建設コンサルタント）

変更届等を受理した場合、受理後の変更届等の書類のコピーは一切行わないので、届出書に受領印を必要とする場合は必ず副本を用意すること。郵送で届出をする場合も同様としますがその場合は返信用の封筒（切手貼付、宛名明記）を同封すること。

## 9. 問い合わせ先

国東市役所 財政課 契約検査係

TEL 0978-72-5165（内線1352～1354）

FAX 0978-72-5022